

小型特殊自動車（農耕用・その他）について

1 小型特殊自動車とは

道路運送車両法施行規則第2条及び別表1で定められている農耕作業用自動車・その他特殊自動車のうち、大きさ[※]と最高速度の要件が合うものが小型特殊自動車に該当します。

2 農耕作業用自動車・その他特殊自動車とは

(1) 農耕作業用自動車とは

農耕トラクター、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車（コンバイン）、田植機、国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車（農耕作業用トレーラを含む）[※]ただし、国土交通大臣の型式認定を受けていない車両であっても、構造等が小型特殊自動車の規格に該当すれば軽自動車税の課税客体となります。

- 上記のうち、乗用装置があるもので、最高速度により小型・大型特殊自動車に分類されます。

乗用装置のあるもの 最高速度 35 km/h <u>未</u> 満 大きさは関係なし	⇒	小型特殊自動車 ⇒軽自動車税の申告
乗用装置のあるもの 最高速度 35 km/h <u>以</u> 上 大きさは関係なし	⇒	大型特殊自動車 ⇒固定資産税（償却資産）の申告

※農耕作業用トレーラの小型・大型の分類は、運行速度35 km/hが基準となります。けん引自動車であることから、けん引車である農耕トラクターの公道走行時におけるけん引時の最高速度により区分されます。

(2) その他特殊自動車とは

ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車（林内作業車、原野作業車、ホイール・キャリヤ、草刈作業車、歩道等移動専用自動車）

※上記の車両を農耕作業用に使用する場合でも、その他特殊自動車として課税されます。

- 上記のうち、大きさ[※]と最高速度によって小型・大型特殊自動車に分類されます。

車両の長さ 4.7m以下 車両の幅 1.7m以下 車両の高さ 2.8m以下 最高速度 15 km/h以下	⇒	すべての要件の 範囲内であれば	小型特殊自動車 ⇒軽自動車税の申告
		要件を1つでも 超えると	大型特殊自動車 ⇒固定資産税（償却資産）の申告

※小型特殊自動車に該当する車両は、軽自動車税の課税対象です。

公道走行の有無に関わらず、所有されている場合は申告が必要です。（市税条例第80条）

※納付した軽自動車税・固定資産税（償却資産）、小型特殊自動車の取得等で支出した場合の経費は、営業・農業等の事業所得の申告（確定申告等）を行う場合に収支計算の経費（租税公課、減価償却費等）として計上できます。

3 軽自動車税の申告（新規登録時）に必要な情報・もの

(1) 必要な情報

- ・登録する小型特殊自動車の車台番号、メーカー名、型式 等

※場合によっては大きさと最高速度のわかるものをご提出いただく場合がございます。

（カタログ、仕様書 等）

(2) 必要なもの

- ・販売証明書 等（あればご提出ください。）

※その他、名義変更や廃車時の手続きは原動機付自転車・ミニカーと同様です。二本松市ホームページ（<http://www.city.nihonmatsu.lg.jp/page/page001948.html>）をご覧ください。か、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】〒964-8601 福島県二本松市金色403番地1
二本松市役所 総務部税務課市民税係
Tel0243-55-5085（係直通）